

庁議（令和7年11月5日）結果について

- 1 開催日 令和7年11月5日（水）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 資産経営課長、人事労務担当課長、市民税課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長、職員課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

6 付議事項

（1）指定管理候補者の選定について

概要	令和8年4月に指定管理者を更新する4件5施設の指定管理候補者について、平塚市指定管理者選定等委員会においてプロポーザル方式により選定した。 この結果を受け、各施設において選定された団体を指定管理候補者として決定する。
結果	審議の結果承認された。

（2）平塚市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について

概要	1 改正理由 人事院勧告を踏まえ、一般職員及び特定任期付職員の給料表を改定するとともに、一般職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率並びに特別職員及び議員の期末手当の支給率の見直しを行うほか、通勤手当の見直しに伴い規定を整備する。 2 改正内容 （1）給料表の改定 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も給料月額を引き上げる。（改定率 3.19%） （2）期末・勤勉手当の改定 ア 民間の支給状況に見合うよう 0.05 月分を引き上げ、期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分する。 （一般職員 4.6 月分→4.65 月分、再任用職員 2.40 月分→2.45 月分、特定任期付職員 3.65 月分→3.70 月分、特別職員 4.35 月分→4.40 月分、議員 4.35 月分→4.40 月分） イ 令和8年度の支給割合は、6 月期及び 12 月期が均等になるよう配分する。 （3）通勤手当の改定 国家公務員に準じ、交通用具使用者の通勤手当について、距離区分に応じた改定を行う。また、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。 3 改定の実施時期 （1）一般職の給料表 令和7年4月1日 （2）一般職の期末・勤勉手当、特別職及び議員の期末手当 令和7年12月期
----	--

	(3) 通勤手当 ア 距離区分に応じた改定 令和7年4月1日 イ 距離区分の追加及び駐車場等の利用に対する手当の新設 令和8年4月1日
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市市税条例の一部を改正する条例（案）について

概要	1 改正の趣旨 公益信託制度改革により、公益信託制度に関する税制に優遇措置がとられ、地方税法及び所得税法の一部が改正されたことに伴い、平塚市市税条例の一部を改正するもの。 2 改正の内容 平塚市市税条例第13条の2（寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定）の規定に、「公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」を追加し、規定を整備する。 3 施行日 令和9年1月1日から施行する。
結果	審議の結果承認された。

以 上